

第六十三号議案

江戸川区保育認定子ども利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区保育認定子どもの利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区保育認定子どもの利用者負担額を定める条例（平成二十七年三月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号及び第五号を削る。

第三条第一項を次のように改める。

利用者負担額は、零とする。

第三条第二項中「別表第二」を「別表」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項」に改め、同条第四項中「第一項第二号の利用者負担額及び」及び「（以下「利用者負担」という。）」を削る。

第四条の見出しを「（延長保育料の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前条（第一項第二号及び第二項に限る。）及び前項」を「前条第二項」に、「利用者負担」を「延長保育料」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「利用者負担額」を「延長保育料」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条の見出し中「保育所」を「区立保育所」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の費用のほか、」を削り、同項を同条とする。

第六条の見出しを「（区立保育所における延長保育料の納付）」に改め、同条中「利用者負担」を「延長保育料」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「保育所」を「区立保育所」に、「利用者負担」

を「延長保育料」に改める。

第八条を削り、第九条中「規則」を「江戸川区規則（以下「規則」という。）」に改め、同条を第八条とする。

別表第一を削る。

別表第二Aの項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の下に「（平成六年法律第三十号）」を加え、同表を別表とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区保育認定子どもの利用者負担額を定める条例の規定は、令和七年九月以後の月分の利用者負担額（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号及び第二号、第二十九条第三項第二号並びに第三十条第二項第一号から第三号までに規定する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（同法第二十七条第三項第二号及び第二十八条第二項第一号に規定する額

については、保育に係る額に限る。）をいう。）及び延長保育料（保育標準時間（子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第四条第一項に規定する一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間までに限る。）の区分をいう。）を超えて利用する保育の費用をいう。）（以下「利用者負担」という。）について適用し、同年八月以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

（説明）

東京都における第一子に係る保育料等の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に基づく保育に係る利用者負担額を零とするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。